社会福祉法人　上三川町社会福祉協議会定款施行細則

平成７年３月７日
細則第１号
改正　平成７年１２月１８日細則第１号
改正　平成９年３月２１日細則第１号
改正　平成１１年５月１８日細則第１号
改正　平成１４年３月２５日細則第１号
改正　平成１８年３月２２日細則第１号
改正　平成１８年５月２５日細則第１号
改正　平成２３年３月１７日細則第１号
改正　平成２５年１２月１１日細則第１号
改正　平成２７年３月２７日細則第１号
改正　平成２７年５月２２日細則第１号
改正　平成２８年１２月１６日細則第１号
改正　令和２年９月２４日細則第２号
改正　令和５年６月７日細則第１号

（目的）

第１条　社会福祉法人上三川町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第４９条に基づき、定款の施行について、法令及び定款に規定するもののほか、この細則の定めるところによる。

（役員の選任）

第２条　定款第１８条の規定による役員は、次に掲げる団体等の代表者の中から評議員会において選任する。ただし、行政関係職員は役員定数の５分の１を超えてはならない。

(1)　上三川町議会
(2)　上三川町教育委員会
(3)　上三川町民生委員児童委員協議会
(4)　上三川町自治会長連絡協議会
(5)　宇都宮農業協同組合上三川営農経済センター
(6)　上三川町商工会
(7)　上三川町ボランティア連絡協議会
(8)　上三川町シニアクラブ連合会
(9)　上三川町身体障害者福祉会
(10)　上三川町保護司会

(11) 上三川町女性団体連絡協議会
(12) 上三川町小中学校ＰＴＡ連絡協議会
(13) 社会福祉法人上三川町社会福祉協議会地区社会福祉協議会連絡協議会
(14) 社会福祉事業を行う団体の役職員
(15) 上三川町行政関係職員
(16) 学識経験者

２　役員に欠員が生じたときは、前項の規定により速やかに選任する。ただし、団体代表が任期中途で交代した場合は、新しい代表が補欠就任するものとする。

（理事会）

第３条　定款第２７条に基づく日常の業務として理事会が定める会長専決事項は、本会処務規程に定める会長決裁事項、本会経理規程に定める会長承認事項のほか、緊急を要する事項とする。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

（評議員候補者の推薦）

第４条　定款第７条第４項に基づき理事会が推薦をする評議員候補者は、別表の団体の中から推薦するものとする。

（会員）

第５条　本会の趣旨に賛同する者をもって会員とする。

２　前項のほか、本会の業務に賛同する者及び団体をもって、特別会員とする。

３　本会の業務に賛同する町内の法人、事業所及び町外に居住する者をもって、賛助会員とする。

４　本会の業務に賛同する福祉施設をもって、施設会員とする。

（会費）

第６条　会員は、次により会費を納入するものとする。

(1)　普通会員　　１口　　１，０００円
(2)　特別会員　　１口　　３，０００円
(3)　賛助会員　　１口　　５，０００円
(4)　施設会員　　１口　　５，０００円

（委任規定）

第７条　この細則に規定するもののほか、必要な事項は会長が別に定

める。

附　則

１　この細則は、定款改正認可の日から施行し、平成７年４月１日から適用する。

２　社会福祉法人上三川町社会福祉協議会定款細則（昭和５３年１０月４日制定）は、廃止する。

附　則

この細則は、定款改正認可の日から施行し、平成７年４月１日から適用する。

附　則

この細則は、平成８年４月１日から適用する。

附　則

この細則は、定款改正認可の日から施行し、平成９年４月１日から適用する。

附　則

この細則は、平成１１年５月１８日から施行する。

附　則

この附則は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成１８年５月２５日から施行する。

附　則

この細則は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成２３年６月１４日から施行する。

附　則

この細則は、平成２４年８月３日から施行する。

附　則

この細則は、平成２５年１２月１８日から施行する。

附　則

この細則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成２７年５月２２日から施行する。

附　則

この細則は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、令和２年９月２４日から施行する。

附　則

この細則は、令和５年６月７日から施行する。

別表（第４条関係）

１	上三川町議会
２	上三川町教育委員会
３	上三川町社会教育委員
４	上三川町民生委員児童委員協議会
５	上三川町自治会長連絡協議会
６	宇都宮農業協同組合上三川営農経済センター
７	上三川町商工会
８	上三川町ボランティア連絡協議会
９	上三川町シニアクラブ連合会
１０	上三川町身体障害者福祉会
１１	上三川町手をつなぐ育成会
１２	上三川町子ども会連合会
１３	上三川町赤十字奉仕団
１４	下野保護区保護司会上三川町分区
１５	上三川町女性団体連絡協議会
１６	上三川町小中学校ＰＴＡ連絡協議会
１７	小山地区医師会上三川班
１８	坂上小学校地区社会福祉協議会
１９	本郷小学校地区社会福祉協議会(本郷コミュニティ推進協議会)
２０	北小学校地区社会福祉協議会
２１	上三川小学校地区社会福祉協議会
２２	明治小学校地区社会福祉協議会(明治コミュニティ推進協議会)

２３	明治南小学校地区社会福祉協議会
２４	本郷北小学校地区社会福祉協議会(本郷北コミュニティ推進協議会)
２５	上三川町内福祉施設代表者
２６	学識経験者